

平成 30 年 3 月 16 日

運送委託企業 各位

国土交通省関東運輸局  
厚生労働省  
東京・神奈川・千葉・埼玉  
茨城・栃木・群馬・山梨  
労働局  
経済産業省関東経済産業局  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

トラック運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は我が国の経済活動、並びに国民生活の発展、維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、トラック運送事業を取り巻く環境は、安全対策や環境問題への対応、少子高齢化や他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることによるドライバー不足など、依然として厳しい状況にあります。

このような中、政府では、昨年3月に「働き方改革実行計画」が決定され、長時間労働を改善するため、生産性の向上や適正取引の推進、また人材の確保を図ることが一層急務となっております。

トラック運送事業者には守るべきルールとして「改善基準告示」等によりドライバーの拘束時間、運転時間等が定められており、荷主関与による過労運転が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もあり、課題を解決するためには運送委託者の皆様の御理解と御協力をいただくことが必要不可欠です。

つきましては、趣旨を御理解いただき、適正取引及び長時間労働の是正等に向けて御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、国土交通省、厚生労働省、経済産業省(中小企業庁)及び公正取引委員会において、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成いたしましたので、送付させていただきます。

《問い合わせ先》

- |                           |                   |                  |
|---------------------------|-------------------|------------------|
| ○国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課      | ☎045-211-7248     |                  |
| ○厚生労働省各労働局労働基準部監督課        |                   |                  |
| ☎東京:03-3512-1612          | ☎神奈川:045-211-7351 | ☎千葉:043-221-2304 |
| ☎埼玉:048-600-6204          | ☎茨城:029-224-6214  | ☎栃木:028-634-9115 |
| ☎群馬:027-896-4735          | ☎山梨:055-225-2853  |                  |
| ○経済産業省関東経済産業局下請代金検査官室     | ☎048-600-0325     |                  |
| ○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 | ☎03-3581-3375     |                  |